

政令第 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第四条第一項、第五条、第七条第一項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第四条第二項、第五条第一項及び第七条第二項中「二百五十万円」を「四百万円」に改める。

附 則

この政令は、令和七年七月一日から施行する。

理由

最近における公共工事の実情に鑑み、情報の公表が義務付けられる対象となる工事の金額を引き上げる必要があるからである。